

7 授業料

◆授業料の額

令和6年4月1日現在

区分	授業料	納入期限
前期分	267,900円	5月12日
後期分	267,900円	11月12日

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。納入期限が土・日・祝日に当たる場合は、その直後の平日が納入期限となります。

◆納入方法

授業料は前期と後期の2回に分けて納入してください。

入学年度の前期授業料は、「振込依頼書」によって、納入期限までに金融機関窓口で納入してください。

1年次の後期分からは、原則として、「預金口座からの自動引き落とし」により授業料を徴収しますので新入生(大学院生を含む)は「福井県立大学授業料預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を財務課(永平寺キャンパス本部棟2階)へ提出してください。

引落日は、各学期始めのオリエンテーションでお知らせするほか、口座振替通知書等でもお知らせしますので、引落日の前日までに口座に入金しておいてください。

なお、授業料の免除等の申請をした人、残高不足等により預金引き落としができなかった人には、「振込依頼書」を発行しますので、金融機関窓口で納入してください。

福井銀行本支店の窓口で振込依頼書を使って振り込む場合は、振込手数料はかかりませんが、福井銀行本支店以外から振り込む場合の振込手数料は納入者の負担となります。

なお、郵便局および大学窓口での納入はできません。

授業料を期間内に納入しない場合は、学則に基づき除籍となり、学生の身分を失うこととなりますので注意してください。

◆授業料の免除・納付期限の延長

経済的な事情または不測の災害などにより、授業料の納入が困難であり、学業成績が優秀であると認められる学生は、授業料の免除または納付期限の延長を受けることができます。

授業料の免除または納付期限の延長を希望する場合は、定められた期限までに、授業料免除・徴収猶予申請書を学生カウンターへ提出してください。

この場合、日本学生支援機構などの奨学金を申請・受給することが条件になっていますのでご注意ください(留学生・大学院生除く)。

なお、申請の結果、授業料の免除または納付期限の延長が受けられず授業料の納入が困難であるような場合は、早めに学生カウンター(就職・生活支援課)に相談してください。

◆休学期間の授業料

休学願を提出し、学長の許可を得て休学した場合の授業料は以下のとおりです。

前期または後期の途中で休学	当該期の授業料を徴収する。ただし、4月中または10月中から休学する場合は、休学の翌月からの授業料を月割りで免除する。
前期または後期の全期間を休学	当該期の授業料は徴収しない。

◆退学時の授業料

退学願を提出し、学長の許可を得て退学した場合の授業料は以下のとおりです。

前期末をもって退学	後期からの授業料は免除する。
前期または後期の途中で退学	退学の翌月からの授業料を月割りで免除する。

◆特待生制度

学業成績が特に優れ、かつ、人物が優秀であると認められる学生について、学期ごとに、各学科および1年次生を除く各年次1名(経済学部にあつては各学科2名)の学生を特待生とし、奨学金を支給します。